

事故などにあって負傷したとき 共済組合にご連絡をお忘れなく!



第三者加害行為

組合員や被扶養の方が交通事故、他人からの暴力行為など「第三者加害行為」により負傷した場合の治療費は、原則として相手方(加害者)の負担になります。

ただし、下記に該当する場合などは、共済組合で手続を行うことで組合員証を使用して治療を受けることができます。**組合員証を使用するときは、速やかに共済組合に連絡をしてください。**



- 相手が不明な場合
- 治療費をただちに相手に負担させることが困難な場合

組合員証を使用して治療を受けるときは

①共済組合に連絡する

- 組合員証番号、被害者、加害者、事故日、事故の状況、警察の介入、示談の状況、ケガの程度、受診医療機関などを確認します。

②組合員証を使用して治療を受ける

- ③共済組合に所定の書類を提出する
- ④治療終了後、「治ゆ報告書」を提出する

留意点

- 共済組合が加害者に代わって医療機関に支払った治療費などは、後日、共済組合から加害者に請求（求償）することになります。そのため、「損害賠償申告書」「交通事故証明書」等の書類を**組合員側の過失の有無に関わらず**提出していただきます。
- 示談をする場合は、事前にご連絡ください。示談の内容によっては、共済組合が費用を加害者に請求できなくなり、組合員に請求することになります。

公務災害・通勤災害

組合員が公務中や通勤途上に発症した傷病で治療を受ける場合、原則として組合員証を使用することはできません。公務災害・通勤災害の療養に係る費用については、地方公務員災害補償基金が負担することとなっています。公務に関わる状況でケガや病気を発症し治療を受ける際は十分ご注意ください。**やむを得ず組合員証の使用を必要とする場合や、誤って使用してしまった場合は、速やかに共済組合に連絡をしてください。**

※組合員証を使用できる場合

- ①公務上の傷病であることが明らかでない場合で、災害補償基金への認定請求中である場合
→組合員証使用届など所定の書類を提出し、認定結果は速やかに報告してください。
- ②災害補償基金へ認定請求を行い、公務・通勤災害でないと認定された場合
- ③上記の場合以外で共済組合が使用を認めた場合

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827